

## 河川保全利用委員会の活動概要

平成19年5月

## 目次

- 1 河川保全利用委員会の設立
- 2 委員会の活動状況
- 3 準備会における検討
- 4 準備会の提言事項
- 5 委員会規約第3条 委員会の役割
- 6 委員会規約第4条 組織等
- 7 検討対象の位置図
- 8 委員会の活動
- 9 委員会の今後の実施内容
- 10 委員会議事の整理
- 11 情報発信 ホームページ更新
- 12 情報発信 委員会ニュース

### 河川保全利用委員会の設立 1

- 平成9年に河川法が改正され、環境が治水や利水と同じように目的化された。淀川水系流域委員会が設置され、この提言を受け、近畿地方整備局の「河川整備計画基礎案」で、河川保全利用委員会が提案された。
- 琵琶湖河川事務所が管理している瀬田川・野洲川・草津川における河川敷地を中心とした保全及び利用に関して、学識経験者から構成する「河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」が設立された。

### 委員会の活動状況 2

- 河川保全利用委員会は、「川でなければできない利用・川に活かされた利用」という観点から「スポーツ施設等の、本来河川敷以外で利用する施設は縮小が原則」という提言を受けて、河川敷地の新規利用、継続利用について検討してきた。

平成16年度	委員会4回
平成17年度	委員会7回
平成18年度	委員会6回 対話集会1回

### 準備会における検討 3

- 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)準備会を設置して「河川保全利用委員会」を設立するための検討を実施
- 準備会は5回開催
  - 第1回は平成16年3月15日に開催
- 平成16年10月5日に河川保全利用委員会の役割やあり方を提案

座長 笹 文彦  
柴田 いづみ  
三田村 緒佐武

### 準備会の提言事項 4

- ◆ 河川保全利用委員会の名称、構成、役割
  - ◆ 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)規約(案)
  - ◆ 今後の占用許可手続の流れ
  - ◆ 河川保全利用委員の推薦
- ➡
- 委員会の委員委嘱に反映
  - 委員会規約に反映

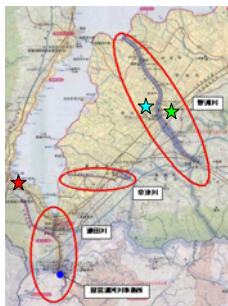
### 河川保全利用委員会規約 第3条 委員会の役割 5

- 委員会は、以下に掲げる項目に関して検討し、河川管理者に意見の提案及び助言する。
1. 国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所(以下、「事務所」という)が管理をしている各河川における主として河川に対する保全及び利用の基本理念
  2. 基本理念に基づいて事務所が作成する「申請のガイドライン」
  3. 河川における公園などの面的占用における許可申請説明書に関する事務所からの諮問
  4. その他、委員会が必要と認めた河川に係る保全、利用等に関すること

### 河川保全利用委員会規約 第4条 組織等 6

1. 委員会は15名以内で構成する。
2. 委員会の構成については、事務所長が次の各号に掲げる者から委嘱する。
  - (1) 自治体関係者 若干名
  - (2) 自然環境に関する学識経験を有する者 5名以内
  - (3) 治水・利水に関する学識経験を有する者 2名以内
  - (4) 地域特性に詳しい者 4名以内
  - (5) その他、必要と認める者 若干名
3. 委員会の下部組織として、専門部会を設けることができる。
4. 専門部会員は、委員会で指名し、事務所長が委嘱した者から構成する。

### 検討対象の位置図 7



- 対象河川 ○  
瀬田川、野洲川、草津川
- 委員会開催場所
  - ★ - 守山商工会議所 (対話集会・現地調査)
  - ★ - 野洲市中央公民館 (委員会、現地調査)
  - ★ - 大津市ピアザ淡海 (委員会、作業会)

### 委員会の活動 8

- 第1回から第6回
  - 審査対象と運営方法
- 第6回から第10回
  - 継続占用施設の審査方法検討 ●委員会審査表作成
- 第9回から第12回
  - 守山市3公園(継続)の委員会審査 ●委員の審査結果集約  
●意見書(守山市)提出
- 第13回から
  - グライダー施設(新規)の委員会審査

別添「河川保全利用委員会の議事内容の一覧表」を参照

### 委員会の今後の実施内容 9

- 委員会の役割は、委員会規約第3条に規定
  - ①基本理念の検討
  - ②「占用のガイドライン」の助言
  - ③占用案件の審議と意見書提出
  - ④その他河川保全及び利用の意見
- 委員会としての保全と利用の基本理念、基本方針の制定
- 河川管理者が提案するガイドラインを委員会で審議
- 日本学生航空連盟のグライダー滑空場審査と意見書の提出
- 野洲川河川公園対話集会への助言

### 委員会議事の整理 10

- 委員会を3つの方法で記録整理
  1. 議事録
    - 速記者による議事記録
  2. 議事骨子
    - 議事記録を簡略して記録
    - 決定事項・宿題事項を記載
  3. 整理表
    - 前回委員会の審議事項を整理
    - 前回審議結果を委員会で確認を実施
- 議事録整理は、第2回第4回で審議、第8回で再確認
- ◆ 議事録等の公開の考え方
  - ① 委員会議事録のホームページ公開は、個人情報面を考慮し、発言・意見・審議などの要約版(ニュースレター)を公開
  - ② 委員会傍聴に来られた方は、発言者名入りの全文記載の議事録が従来と同じ形で閲覧が可能

情報発信 ホームページ更新


11

情報発信は、

- ①委員会開催案内
- ②委員会傍聴者募集
- ③委員会開催報告
- ④委員会ニュース掲示
- ⑤委員会資料掲示
- ⑥その他情報

時に実施



琵琶湖河川事務所HPとリンク  <http://biwako.kasen-hozen.jp/>

情報発信 委員会ニュース

12

■ 創刊号から第14号まで発行

◆ 委員会の実施内容を簡潔に記載

■ 対話集会の実施内容を対話集会ニュースとして発行





資料3-1 第13回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第13回河川保全利用委員会(H19. 2. 1)審議内容 (決定した事項並びに継続して検討する事項)	第13回から第14回までの検討結果	第14回河川保全利用委員会 審議内容	参考 (資料名)
1) 第12回委員会活動の整理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「資料2 第12回河川保全利用委員会審議事項の整理表」の内容を確認し承認した。</li> <li>◆1月18日に守山市占用許可申請に関する意見書を琵琶湖河川事務所に提出。占用の許可期限には触れずに、代替地を2年間の期限で検討してもらう意見をつけた意見書。</li> </ul>	-	-	-
2) 占用許可申請について	<ul style="list-style-type: none"> <li>●グライダー審査と対話集会の進め方                             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆進め方は、資料3の第1案と第2案をミックスさせた形で進める。</li> <li>・グライダー審査2回目は、航空連盟から説明を受ける。その後、グライダーを野洲川の現地で見ると対話集会を計画する。</li> <li>◆対話討論会の参加者を早く人選して委員会に傍聴参加をお願いして、内容を熟知してもらう。</li> <li>・対話討論会では深い議論ができて、広範囲の人が理解することができない。住民の本意を把握するため、対話討論会以外に、住民説明会の開催検討が必要ではないか。</li> <li>◆琵琶湖河川で、4月に野洲川の事業概要説明会の開催を予定している。グライダー占用案件を説明してアンケート調査をしたい。これを踏まえて対話討論会参加者の選定を考えている。</li> <li>・対話討論会は、3回ほど実施して内容を委員会で報告する。委員会は対話討論会に前後する形で開催となる。</li> </ul> </li> </ul>	「委員会審査の進め方」に第13回委員会審議結果を盛り込んだ案を作成した。	委員会審査の流れを確認する。	資料4-1 委員会審査の進め方(案)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●グライダー審査に使用する審査表                             <ul style="list-style-type: none"> <li>審査表で「人への安全」「施設への安全」に「釣り人などへの安全性」を加える必要がある。審査表は、第13回で審議時間が十分確保できないので、第14回に審議し「たたき台」をつくりながら検討していく。</li> </ul> </li> </ul>	第13回委員会で提案のあった意見で審査表を修正した。	グライダー審査に必要な項目を審議して審査表を充実する。	資料4-2 委員会審査表(案)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●グライダー操縦訓練場の説明と審査                             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆第1回審査として河川管理者から日本航空学生連盟申請の野洲川グライダー滑空場を説明。                                     <ol style="list-style-type: none"> <li>①申請の経緯</li> <li>②占用許可準則上の占用者の扱い</li> <li>③全国のグライダー滑空場の状況</li> <li>④野洲川滑空場の概要</li> <li>⑤木曾川、岡崎、大野滑空場のビデオ映像</li> </ol> </li> <li>◆委員から次回の委員会に準備して欲しい内容を質問の形で提案してもらう形で審査をした。                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回までに整理をする項目は、【第14回委員会までに整理をお願いしたい事項】に整理した。</li> </ul> </li> <li>◆野洲川の申請と類似の利用形態の占用事例を調査したい要望があり現地見学を検討する。</li> </ul> </li> </ul>	審議結果を資料【第14回委員会までに整理をお願いしたい事項】として整理して委員及び日本学生航空連盟に送付した。  大野、木曾川滑空場の現地調査を検討した。	第2回審査として日本学生航空連盟より資料説明を受け審議する。  類似滑空場の調査スケジュールを確認する。	資料3-2 第14回委員会までに整理をお願いしたい事項 資料5-1 グライダー滑空場補足説明資料 資料5-2 鉄道・航空機事故調査委員会資料まとめ 資料9 大野・木曾川滑空場現地調査(案)
3) 基本理念について	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次回以降で、委員会の役割である理念を作成していく。ガイドラインは河川管理者が作成して委員会に提案して審議をおこなう。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「川でなければできない利用」の意味は、利用をできるだけ縮小していく方向の意味であるので、「整備する」「望ましい利用をする」との部分は利用するために整備する意味にとれるので表現を変えてはどうか。</li> <li>◆「整理のポイント」で「保全」と「利用」を一体とした理念を考えるのはわかるが、本来は「保全」であり、その次に「利用」と思うので「保全」と「利用」を同列に考えると、本来の基本理念の趣旨に合わないのではないか。</li> <li>◆川ごとの理念を作るのではなく、川ごとは基本方針で整理してはどうか。                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒川の利用、川の保全という基本的な理念があって、それをベースに、個々の河川の指針をつくる考え方で進める。</li> <li>⇒委員長と副委員長とで、次回以降に「たたき台」を示して、基本理念と、3つの河川に対する指針をつくる。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	基本理念を川ごとの基本方針で整理した。	基本理念を確認する。	資料6 河川の保全及び利用の基本理念の整理
4) 委員会の今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次回は、日本学生航空連盟から説明を受け審査をおこなう。</li> <li>●対話集会は、周知を十分行い実施する。また、対話集会参加者に委員会傍聴をお願いする取組みをする。</li> </ul>	-	今後のスケジュールを確認する。	資料7 今後の委員会運営、審議内容について(案)

資料3-2 第14回委員会までに整理をお願いしたい事項（第13回委員会の審議内容のうちグライダー審査の内容を整理した資料）

整理番号	整理をお願いする項目	整理の具体的内容	議事骨子整理表のページ	発言委員名	検討の区分(○:作成箇所)		
					申請者	事務局	委員会
1-1	野洲川がグライダーの滑空路として、一番適地であるという結論に至ったことをデータを用いて説明する。	◆気象データの整理 グライダーの滑空路としては、気象条件が大事であると考え、「風がきつければ、危ないから飛ばない」という前提であれば、風の方向スペクトル等のデータを示して説明して野洲川が一番適地という結論に至った説明がほしい。	P3-P4	○江頭委員	○	-	-
1-2		◆琵琶湖上空の気流等の整理 琵琶湖の上空にはエアポケットがある。守山市は疾風といわれる部分的に空気の乱れがある。野洲川の場合が該当しないか説明が欲しい。	P4	○川端委員	○	-	-
1-3		◆中部・関西の空港からの離隔条件等を整理 空港の影響を受けないのが候補地の理由かを確認したい。中部空港の近くに岡崎滑空場がある。野洲川は、中部・関西の空港から離れているが、空港の近くの制限はどのようなもので、例えば離隔距離で滑空場の条件を示してほしい。他にもっと適地がある気がする。	P8	○中井委員	○	-	-
2-1	グライダー滑空場の必要面積は、必要最小限の規模で設置する考え方で説明する。	◆離陸用と着陸用と占用面積を広く申請していることの整理 離陸と着陸を分けて申請するのは、何か決まりがあるのですか。着陸と離陸を同じ箇所でも併用しない理由は何か示して欲しい。また、グライダーを、ウインチで戻すことをする問題点を示して欲しい。	P5	○三田村委員	○	-	-
3-1	グライダー滑空場が設置されている箇所の、保全利用委員会が設置されているかの情報を提供する。	◆他の河川保全利用委員会の情報の提供 グライダー滑空場に関して、他の河川で保全利用委員会が設置されている情報と、委員会、河川管理者の対応姿勢がわかれば提供して欲しい。	P5	○三田村委員	-	○	-
4-1	グライダーの飛行の安全性を説明する。	◆パラシュートでロープを落下させる場合の安全性評価 パラシュートを使用してロープを落下させるが気象条件での落下範囲を示して欲しい。安全な範囲であるかを示して欲しい。	P4 P7	○江頭委員 ○西川委員	○	-	-
4-2		◆橋との高度は確保されているか 離着陸の際の川田大橋との必要離隔を示して、実際の飛行高度を説明して欲しい。	P7	○西川委員	○	-	-
4-3		◆運行をする際の訓練所長の確認をしたい 説明書で「所在訓練所長」とあるが、その日に責任者を決めるのか、年間通して責任者が常駐されているかなどの責任体制・組織を説明して欲しい。	P8	○川端委員	○	-	-
5-1	グライダーの飛行の視点だけでなく環境面の視点で説明する。	◆グライダー飛行のVTR説明は委員と知りたいことと異なっている グライダーの飛行、着陸の視点だけでなく、環境への影響などもっと広い視点で説明して欲しい。	P4	○三田村委員	○	○	-
6-1	グライダーの事故情報を提供する。	◆事故情報(グライダー&他の事例)を提供したい 事故のミスを考える際は、発生場所や事故概要があると委員も周辺住民も判断しやすいと思います。	P6	○中井委員	○	○	-
6-2		◆河川敷の事故を広くとらえてまとめて欲しい 事故の例を学生連盟のみだけでなく把握して、事故事例を分類してまとめて欲しい。占有者側から見たものでなく住民側から見て問題があったものの情報をつかんで欲しい。	P7	○三田村委員	○	○	-
7-1	グライダー滑空場の将来の使用規模を説明する。	◆グライダー使用機数は申請より多くなることはないか グライダーは、最初1機で、最終3機の申請ですが、他の滑空場は多くの機数が映像で映っていた。本格的に使用する場合の機数などそのような利用をしようと考えているのか説明して欲しい。	P6 P6	○中井委員 ○笠 議長	○	-	-
8-1	グライダーの地元説明内容を説明する。	◆地元合意を得る際に使用した説明資料を提示願いたい 地元合意を得るプロセスの中で、安全ですと説明をされた資料を示して欲しい。地元に対してプラスアルファな条件を出されて合意したのか、その辺の話は地元合意を得たという説明だけではわからない。	P7	○中井委員	○	-	-
9-1	グライダーの騒音、整備などを説明する。	◆ウインチの騒音レベルは問題になるレベルか 騒音の問題としてエンジンの騒音レベルについて説明して欲しい。	P6	○江頭委員	○	-	-
9-2		◆機体の色について説明して欲しい	P6	○西川委員	○	-	-
9-3		◆離陸と着陸のときの速度 離陸と着陸のときの速度を示して欲しい。	P6	○西川委員	○	-	-
9-4		◆緊急事態発生時の救急用具を整備点検 「使用者は常に緊急事態発生時の救急用具を整備点検し、連絡の速やかな方法を熟知しなければならない」とありますが、熟知のレベルを説明して欲しい。	P6	○西川委員	○	-	-
10-1	使用する地図類の記載を一部修正する。	◆地図は方位と距離がわかる形にする 添付資料の地図に、距離スケールと南北方向を、入れて欲しい。	P8	○江頭委員	○	-	-
11-1	(財)日本学生航空連盟の組織を具体的に説明する。	◆(財)日本学生航空連盟 組織の実態を、もう少し詳しく説明して欲しい。	P6 P6	○江頭委員 ○西川委員	○	-	-
12-1	審査表の項目について検討する。	◆審査表の項目 審査表で「人への安全」「施設への安全」にビジターへの安全性を加える必要がある。また、飛行領域への安全性の検討を加える必要がある。	P6	○江頭委員	-	○	○

# 資料4-1 委員会審査の進め方(案)

## (1) 委員会審査のながれ(案)

本資料は、第13回委員会資料3「委員会審査の進め方(案)」を第13回審議内容を反映して修正した(案)である。

- 第2回審査は航空連盟から説明を受ける。
- 野洲川と類似の大野・木曾川滑空場の調査を盛り込む。
- 対話集会(1)は、現地にグライダーを搬入して広く意見を聴く会を計画。
- 対話集会(2)(3)は、円卓の討論会形式を計画。
- グライダー意見書集約の作業会を1回計画。
- H19年占用継続案件の現地調査を計画。
- 基本理念制定に伴うガイドラインの試験運用。



## 【参考】第13回委員会提案内容

### (1) 委員会審査のながれ

グライダー操縦訓練場の第1回審査から意見書成案までの「委員会審査のながれ」を守山市の小浜、川田、改修の3公園の審査実績を参考に第1案、第2案を作成。

